

1 Minute News

小嶋税務会計事務所 〒105-0004 港区新橋 6-19-21 ミドリヤビル 5階

未支給年金の税務上の取り扱い

Q 昨年に私の父が亡くなったのですが、父がまだ受け取っていない年金があるという通知があり、相続人である私が受け取りました。この場合、この未支給年金について、相続税の対象となるのでしょうか？

解説

未支給年金については被相続人の相続税の対象とはならず、受け取った親族の**所得税の対象**となります。

1. 国民年金法における未支給年金

国民年金法では年金の支払いは、**亡くなられた月の分まで**となります。公的年金の支払いは偶数月の15日に年6回に分けて支給されます。死亡日による日割り計算は行われず、1か月分が丸々支給されます。年金の受給権者が死亡した場合、下記の一定の順番で未支給年金を受けることができます。

①配偶者、②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹、⑦①～⑥以外の3親等内の親族
なお、未支給年金を受け取るためには、遺族が受給権者死亡届を提出する必要があります。

2. 相続税の取り扱い

未支給年金請求権については、その死亡した受給権者に係る遺族が、その未支給年金を自己の固有の権利として請求するものであり、**その死亡した受給権者に係る相続税の課税対象にはなりません。**

3. 所得税の取り扱い

所得税法上、遺族が支給を受けた未支給年金は、**その受け取った遺族の一時所得に該当します。**

※一時所得の計算方法は、下記です。

総収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額（50万円）

要するに…

亡くなった方が本来受けるべき年金を遺族が受けた場合、相続税の対象となると思う方が多いですが、実際は相続税の対象とはならず、受け取った方の一時所得として、所得税の課税対象となります。